

パブリックコメントにより第6次白鷹町総合計画前期基本計画(素案)に寄せられた意見の概要と対応

令和元年12月
白鷹町企画政策課

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
1	P7(7)コミュニティの弱体化、多様な主体の役割の拡大・多様化 主体が関わっていく ということか分からない P11の四角の枠の主体の意味と同じ？	多様な主体とは、町民の皆さんをはじめ、各種団体、各企業、金融機関、学校、中間支援組織、行政など、地域において様々な形態で活動している者を指します。 なお、お見込みのとおり、P11の「共創のまちづくり」とは(四角の枠)における多様な主体と同様の意味です。
2	P14 2. 夢を持ち郷土を愛する「人」づくり ワンストップ窓口 どういう意味か	移住者向け窓口を1つに集約し、ワンストップで本町の住まいの情報など、移住のための情報提供や相談が受けられるものです。
3	P28～P29(4)快適で潤いのある水環境 公営企業の法適化推進 どういう意味か	地方公共団体が、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを目的とするものです。
4	P37～P39(4)心、情報、交通のバリアフリー ノーマライゼーション どういう意味か ユニバーサルデザイン どういう意味か (カタカナ表記で分かる人、分からない人もいる。自分は分からない。すべての町民にこの計画を理解してもらう必要があるのではないのか) もっと分からない表記があるかもしれない 注釈をつけ、分かりやすい日本語の説明必要でないか(ネットで調べればわかると思うが)	すべての人が人間として普通の生活ができるよう、ともに暮らし、ともに生きていくことを目指す社会がノーマル(正常)な社会であるという考え方です。 ノーマライゼーションの理念を具体的に推進する考え方として、バリアフリーとユニバーサルデザインがあり、これからはバリアを取り除くという考え方より、できるだけ初めからバリアのないデザインを考えるというユニバーサルデザインの考え方が、より求められるようになってきているものです。 ご意見を受け、カタカナ表記や説明が必要と考えられる用語については、ご意見以外の箇所も含め注釈を付ける対応をいたしました。
5	P38 障がい者福祉の充実 旧鷹山小学校のひびきの放課後の児童の預かり、白鷹ファクトリーなど民間事業者との連携の考え方があるのか	P37「(4)心、情報、交通のバリアフリー(第3部第1章3.)」中「現状と課題」における4段落2行目にて、「障がい者福祉については、…日中活動の場と就労の場の確保について、関係機関と連携して取り組んでいく必要…」と記述しており、計画の推進段階において、民間事業者の意向を尊重しつつ、ご意見の点について十分留意してまいります。

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
6	<p>P41～P42 (1)道路交通網の整備 米沢と30分で結ぶ高規格道路は必要があるのか 町では置賜支庁への出張などで頻繁に出向く必要があると思うが、町民はそんなに米沢に出向く必要がない 福島県とは近くなるが、東北の中心都市は仙台市である 山形市、仙台市との交流促進のため。また、死亡事故削減のため348号線の改良を優先すべきだ</p>	<p>2015年国勢調査の夜間人口を見ても、本町から長井市、米沢市への通勤・通学者等が多い結果となっており、置賜圏へのアクセス向上のための高規格道路整備を促進し、より住みやすい環境整備を図ってまいります。 また、同国勢調査において、山形市への通勤・通学者等も多い結果となっていることや、道路の時間的距離の短縮により、本町に住みながら、就きたい職業の選択に幅が生まれる効果が見込まれることから、置賜圏と村山圏の両面へのアクセス向上に向け取り組んでまいります。</p>
7	<p>P42～P43 (2)居住環境・住宅整備 町に川(最上川)が流れているだけである ことさら対立をあおるような 川西、川東の表現するべきでない するなら鮎貝、蚕桑地区とすべきだ 民間のアパートが鮎貝、蚕桑地区にないのは業者が入居者を見込めないから建設しないだけでないのか</p>	<p>ご意見を踏まえ、誤解をまねくことを避けるため、以下のとおりに修正いたします。 P43「(2)居住環境・住宅整備(第3部第1章4.)」中「現状と課題」における2段落目「…民間が経営するアパートについては、その建設が本町の<u>荒砥地区</u>に集中し、<u>鮎貝地区</u>などには建設されていない状況…」 なお、民間が経営するアパートの建設状況を踏まえつつ、官民連携した住宅政策を展開してまいります。</p>
8	<p>P46～P47 (5)既存建築ストックの有効活用 ストック どのような意味か 高齢者コミュニティセンター(旧十王コミュニティセンター跡地)の利活用 高齢者コミュニティセンターとは どのような意味か</p>	<p>ストックとは、ある一時点において貯蔵されている量を指し、既存建築ストックとは、「住宅」、「法人等の非住宅建築物」及び「公共の非住宅建築物」の量を指します。こちらにも注釈を付し、よりわかりやすい計画策定に努めてまいります。 また、高齢者コミュニティセンターは、本町の高齢者の福祉活動を積極的に推進することを目的として、昭和57年に設置された施設であり、通称、十王地区コミュニティセンター(旧)を指します。</p>
9	<p>P58(3)生涯教育推進 中央公民館の活動をどうするのか 中公公民館を中心とした生涯学習活動をどう推進するのか</p>	<p>貸し館による各種活動を実施する場の提供など、社会教育としての学習機会の確保や、生涯学習としての自発的な学習活動に対する支援に努めてまいります。</p>
10	<p>P74～P75 特性を生かしたそれぞれの地域づくり コミュニティセンターを中心とした地域づくりを行う方針だが、役場職員が積極的支援すると表記必要</p>	<p>少子高齢化に伴う人口減少、若年労働者の町外流出、高齢者世帯の増加等により地域社会の形態が変化し、地域や人と人との結びつきの希薄化、地域における活力の低下が進んでおります。これらに対応するため、従来の地区公民館をコミュニティセンターに移行し、それぞれの地域の実情に則して、地域住民が自らの意思と選択により民主的に運営するとともに、行政はそれを支援する形を進めてきたところです。 P75「1. 特性を生かしたそれぞれの地域づくり(第3部第4章)」中「施策の内容」における1行目にて、「コミュニティセンターを核とした主体的な地区計画策定及び実現への支援」など記述し、今後についても、行政によるサポート体制を充実してまいります。</p>

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
11	<p>◎記載がないと思える事項 ○鷹山地区コミュニティセンターの建設についての記述がない</p>	<p>P75「1. 特性を生かしたそれぞれの地域づくり(第3部第4章)」中「施策の内容」における5行目にて、「コミュニティセンターの整備による小さな拠点の確保、機能強化」と記述していますが、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。</p>
12	<p>○戸数の減少により町内会を運営することが難しいところもある。 ・町としてどのように対応するのか方針を示すべきでないか 統合など簡単にできないとは思っているが 10戸もない町内もある 更に将来は区の統合、合併も必要になると、鷹山地区では話題になっている ・町の行政組織(区を中心とした)の改革が必要でないのか</p>	<p>P15「4. 地域の個性を磨き、「連携する」まちづくり(第2部第3章)」における2段落2行目にて、「持続可能なコミュニティを形成し、安心して住み続けることができること」が目指すべき地域社会の姿であると記述しており、目指すべき姿に向けた取組が必要であると考えております。 なお、行政組織のあり方については、各地区住民の意向を十分踏まえ、対応をしていく必要があると考えております。</p>
13	<p>第2章 1. 子育てしやすい環境づくり (意見) 私自身も現在3人の子育てをしている父として、子育て世代に対する政策・支援が充実してきていると感じています。 白鷹町は待機児童がいないのは良い反面、合計特殊出生率が国や県の平均を下回るという結果が気になります。やはり、大きな要因は町内に産婦人科・小児科の医療機関が存在せず、大変不便なことだと思います。医療に対する負担軽減のため、高校生までの医療費無料化の実施とのことですが、多くの自治体でも同様の支援を実施しており、何か他を上回る支援の充実があると、より一層安全安心な子育てに繋がるのではないかと考えています。 また、病児病後児保育へのニーズが高まっているため検討していくとありますが、どのような方向性であるのか、具体的な進捗状況を示してもらえると今後の目安になり分かりやすいと思います。</p>	<p>P48「(1)子育て環境充実の充実・維持(第3部第2章1.)」中「施策の内容」における15行目にて、「病児・病後児保育の実施に向けた検討」と記述しており、各種施策を組み合わせることで子育て環境をさらに充実してまいります。 具体的な進捗状況の共有については、計画の推進段階で十分留意してまいります。</p>

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
14	<p>(1)全体に関わって 【意見】この総合計画には「文化」ということばが何カ所かに使われているが、「文化」ということばは、一般的にも学問的にも広い意味を持つことばなので、それぞれの場所で具体的に内容のわかることばに置き換えるべきではないでしょうか。 【理由】「文化」ということばは、手元の岩波の国語辞典第三版によると、「①世の中が開けて生活が高まっている状態、文明開化。②人類の理想を実現して行く、精神の活動。技術を通して自然を人間の生活目的に役立てて行く過程で形作られた、生活様式およびそれに関する表現。」と説明されています(西尾実他編1979『岩波国語辞典 第3版』岩波書店p980)。 また、学問の世界では、「(包括的には)文化は、特定の社会の人々によって習得され、共有され、伝達される行動様式ないし生活様式の体系という意味に使われてきたことが多い」とされています(石川栄吉他編1987『文化人類学事典』弘文堂p666)。 したがって、文化は非常に広い範囲を含むものです。この計画に含まれる「産業」や「経済」あるいは「政治」や「教育」も文化の中に含まれるものです。 そこで、それぞれの部分でどのようなことを指しているのかが不明になっ言い換えの提案 ①第1部第2章2.(2)の「伝統文化、地域資源」という標題は「地域文化資産」としたらいかがでしょう。また、本文中のことばも吟味した方がよいと考えます。 【理由】「伝統文化」については「伝統」とは何かということとはきわめて難しいものです。「伝統的工芸品」については、「原則として製造技術または技法が100年以上の歴史を有し、今日まで継続していることを意味します」としています(伝統的工芸品産業振興協会編2003『伝統的工芸品ハンドブック』伝統的工芸品産業振興協会p6)。このように「伝統」ということばを用いるにはある程度の認識が必要と思います。さらに(1)ですでに「文化」そのものが「伝統」の意味を含んでいると考えます。 次に、「文化的資産」と「地域資源」ですが、これはこの2つのことばが用いられている段落の結びから考えて、文化を「産業」あるいは「経済」などの面から見たことばと考えられます。それならばどちらも「地域文化資産」ということばでまとめてはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見の箇所については、2019年3月に町が策定した「第6次白鷹町総合計画基本構想」の記述であるため、原文のとおりとさせていただきます。</p>

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
15	<p>②第2部第2章 将来像の「序文」の四角でかこまれた「人、そして地域がつながり、輝き続ける潤いのまち」の後、3行目冒頭に「知恵や技術、教育や文化など、脈々と地域に受け継がれてきた「歴史」は」とありますが、そこは、「知恵や技術、教育など、脈々と地域の文化を受け継いできた「歴史」は、」としたらどうでしょう。</p> <p>理由 「知恵や技術、教育」は「文化」の一部です。それと文化は並立できないと考えます。</p>	<p>ご意見の箇所については、2019年3月に町が策定した「第6次白鷹町総合計画基本構想」の記述であるため、原文のとおりとさせていただきます。</p>
16	<p>③第3部第2章3. 標題「文化・スポーツ等を核とした地域活性化」は「文化的な活動・スポーツ等を核にした地域活性化」としたらどうでしょう。</p> <p>理由 「スポーツ」は「文化」の一部です。それと文化は並立できないと考えます。対比をより明確にするために「文化活動」としたらどうでしょう。</p>	<p>ご意見の箇所については、2019年3月に町が策定した「第6次白鷹町総合計画基本構想」の記述であるため、原文のとおりとさせていただきます。</p>
17	<p>④第3部第2章3. (1)の標題「芸術文化・伝統芸能」は(2)の「スポーツの推進」、(3)「生涯学習の推進」に合わせ、「文化的な活動の推進」と替えたらどうでしょう。</p> <p>理由 「芸術文化」、「伝統芸能」も全て「文化的な活動」です。それを含みことばに言い換えた方がよいと思います。また、本文では「伝統芸能」には直接言及していません。けれどもその中には「伝統芸能」も含んでいると読み取れます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、また、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)の第8条～第11条等の記述に基づき、以下のとおりに修正いたします。</p> <p>P55「(1)芸術文化、伝統芸能(第3部第2章3.)」の標題「(1)文化芸術の振興」</p>
18	<p>⑤第3部第2章3. (1)の本文のことばもそれぞれ下記のように言い換えた方がよいと考えます。</p> <p>理由および言い換えの提案</p> <p>第1行の「芸術文化は」は「文化的な活動は」とした方がよいと考えます。「多様な芸術文化領域を含むものであり」は、「芸術や芸能など多様な領域を含むものであり」でいかがでしょう。</p> <p>2行目の「芸術文化活動の主体」は「これらの文化的な活動の主体」としてはどうでしょうか。</p> <p>4行目の「各種芸術文化団体」は「芸術団体、文化団体」という意味で理解したのでそのままでもよいと考えます。</p> <p>5行目の「多様な芸術文化を鑑賞」は「多様な芸術や芸能を鑑賞」ではいかがでしょう。</p> <p>同じ5行目の「芸術文化の普及」は「文化的な活動の普及」ではいかがでしょう。</p> <p>6行目の「新たな芸術文化の創造」は「新たな文化の創造」あるいは「新たな芸術、芸能の創造」ではいかがですか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、また、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)の第8条～第11条等の記述に基づき、以下のとおりに修正いたします。</p> <p>P56「(1)芸術文化、伝統芸能(第3部第2章3.)」中「現状と課題」における1段落1行目「文化芸術活動は、人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動で、<u>芸術や芸能など多様な領域を含むものであり、生涯を通じて欠かせないものになっています。文化芸術活動の主体は…</u>」 同4行目「町ではこれまで、組織化された各種<u>文化芸術</u>団体の育成支援や多様な<u>文化芸術</u>を鑑賞できる機会の創設など進めてきました。<u>文化芸術</u>の普及推進とともに、新たな<u>文化芸術</u>の創造に…」</p>

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
19	<p>⑥第3部第2章3.(1)の本文に「伝統芸能の継承」について明記してはいかがですか。</p> <p>理由 (1)の標題「芸術文化・伝統芸能」としているのに、伝統芸能のことは明確に記されていません。たとえば、第2段落の前半を「また、故郷に誇りを持つためには、先人が育み築き上げてきた地域の文化を自分の目で確かめ、正しく理解することが必要です。地域で伝承されてきた芸能の継承活動、その他の地域文化の掘り起こしや学習活動を通して、郷土愛を培い」とし、後半を「これらの歴史的、文化的資源を地域の文化財として活用しながら」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>P56「(1)芸術文化、伝統芸能(第3部第2章3.)」中「現状と課題」における2段落2行目「…正しく理解することが必要です。地域で伝承されてきた芸能の継承活動、その他の地域文化の掘り起こしや学習活動を通して、郷土愛を培い、誇りが持てるまちづくりを進めるとともに、これらの歴史的、文化的資源を地域振興、観光・産業振興等に活用しながら町の活性化を図り、…」</p>
20	<p>(2)第2部第2章 夢を持ち郷土を愛する「ひと」づくりについて 意見</p> <p>この章は第1章の「まちづくりの理念」の「1. 住んでいる人が愛せるまちづくり」を受けた基本目標、施策の大綱にあたる部分と理解します。その時に、「夢を持ち郷土を愛する「ひと」づくり」の方策としての段階が違うのではないかと考えます。</p> <p>理由 「夢を持ち郷土を愛する」ためには、まず郷土をよく知ることが必要です。郷土を知ることによって「住みたい町」という意欲を持たせることが第1段階と思います。次いで、住むために障害となっていることはなにか、それをどう取り除くかを具体的に考えることが第2段階と考えます。そして、すみよい町をつくるには、どのようにして行くかだろと考えます。このような段階を経た教育によって、「夢を持ち郷土愛を愛する」心を持つ人が育つと考えます。しかし、ここでは、そのような段階が踏まれていず、全体の見直しが必要と考えます。</p>	<p>ご意見の箇所については、2019年3月に町が策定した「第6次白鷹町総合計画基本構想」に基づく記述であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見のとおり、郷土愛の醸成にあたっては、郷土をよく知ることが必要であり、第5次総合計画においても「町の自然や歴史、文化などについて学び郷土愛を育む教育の推進」と記述しこれまで進めてきております。第6次総合計画においては、郷土の歴史・文化を知ることだけではなく、加えて、地域とそこに住む人を知る教育が重要と考えており、P13「2. 夢を持ち郷土を愛する「ひと」づくり(第2部第3章)」における2段落4行目「…地域に住む大人が生き生きと働き、生活している姿を、子どもたちが見知ること、本町で働き、暮らしたいと思える環境づくりが重要」と記述しております。</p>
21	<p>第5次白鷹町総合計画の検証は 第6次白鷹町総合計画基本構想(案)を検討するにあたって、そのベースとしなければならないのは、第5次白鷹町総合計画を基にまちづくりを進めた結果とその検証であると考えます。行政はその結果を明らかにして素案を作ったのか、住民に対してパブリックコメントを募るべきである。</p>	<p>第5次白鷹町総合計画の成果については、平成30年度に実施した各地区まちづくり座談会で町民の皆さんにお示ししているほか、各分野の関係団体、まちづくり町民会議、町議会等にもお示ししているところであり、その上で幅広い町民の皆さんからご意見を頂戴しております。</p>

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
22	P38 情報のバリアフリーでは高齢者も分かりやすい情報提供をすべきと記述している。本素案に対して、町民への情報提供はホームページ等からダウンロードするのが一番公平公正な情報提供手段とする企画政策課の考えは矛盾があるのではないかと。町民にはアナログな町民も存在する。	本素案に対するパブリックコメントについては、各コミュニティセンター等にて本素案を供覧するほか、町のホームページにも掲載し意見を募集しております。今後とも、様々な手法を活用することで、町民の皆さんにとって身近で分かりやすい情報提供に努めてまいります。
23	町民として評価する町政 ・国の進めた平成の大合併に反対し、独自のまちづくりを選択したこと。置賜の最北に位置する本町が合併していれば人口減は一層進んだであろうと思われる。基礎自治体の適正規模とは、住民の五感で町の動きが感じられる大きさである。 ・町立病院を維持したこと。町民の命と健康を守る砦としての病院を守ったことの意義は大きい。	本計画では、2015年に策定した白鷹町人口ビジョンで定めた将来人口「2040年で10,500人程度」を継承し、引き続き、目標人口の達成に向け、各種施策を実施してまいります。 また、町立病院については、P33「(1)安心して暮らせる医療体制(第3部第1章3.)」において、記述し、引き続き、町民の皆さんが安心できる医療を確保してまいります。
24	P6第2章 基本認識(2)グローバル化の進展と地域経済 町内消費の落ち込みが進んでいる。…に追加して、消費の落ち込みの要因のひとつに今年10月から消費税率が10%に引き上げられたことがあげられる。地域経済を立ち直らせるためには、消費税10%増税を中止し、当面5%に戻すことが必要である。消費税そのものについては、逆進性が強く、こどもから低所得者まですべての国民に負担を強いる課税となっており、国の政策ではあるが、本町として国に対して消費税率を5%に戻すことを求めるべきである。	P11～P16までの「第2部基本構想」の記述については、昨年度決定した「第6次白鷹町総合計画基本構想」部分です。また、本計画は、本町における今後のまちづくりに係る全体の方針を定めるものです。 ご意見として承りたいと思います。
25	P11第2部 基本構想 第一章 まちづくりの理念1-3に追加し、4として、平和都市宣言の町にふさわしいまちづくり 平和都市宣言の町にふさわしい平和のイベント・展示・企画等を本計画に明示すべきである。	P11～P16までの「第2部基本構想」の記述については、昨年度決定した「第6次白鷹町総合計画基本構想」部分であり、原文のとおりとさせていただきます。なお、計画の推進段階において、ご意見の点について参考としてまいります。
26	P19、20 合計特殊出生率1.6を達成するには、P55(4)時代の親育成(現状と課題)で取り上げている「経済情勢などを背景とした非正規雇用の増加は『将来への不安などにより結婚に踏み切れない若者が増加し非婚化の一因にも』と指摘のとおりです。安定的な収入の確保のため非正規雇用から脱却するためには、派遣労働の解消など、国の政策の変更を地方からも迫らなければならないと記述すべきである。	本計画は、本町における今後のまちづくりに係る全体の方針を定めるものです。 ご意見として承りたいと思います。
27	P25、26 豊かな森林の保全 町内の森林は平成25、26年の豪雨災害で整備されていない人工林の脆弱性が露呈された。間伐などの整備が行き届かず、現在まで放置されてきた。その大きな要因は、1960年代から木材の輸入自由化で国内の木材の採算が合わない状態が続いてきたからである。このことを本文に挿入すべきである。国の森林政策を変えさせる必要がある。	本計画は、本町における今後のまちづくりに係る全体の方針を定めるものです。 ご意見として承りたいと思います。

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
28	P26、27 農業 P27 施策の内容に、現在国連でも推進する家族農業への支援を加えるべきである。	ご意見の点については、P64「(1)農業(経営体の育成・確保、スマート農業の実現)(第3部第3章1.)」中「現状と課題」における2段落1行目にて、「農家の皆さんが安心して経営していけるよう、その環境整備や支援が必要」と記述しており、計画の推進段階においても、ご意見の点について十分留意してまいります。
29	P28、29 フットパスについては手入れして川面が見えるように整備すべきである。	P29「(4)快適で潤いのある水環境(第3部第1章1.)」中「施策の内容」において、「③河川の保全と利活用」として「最上川フットパスなどの河川空間の多方面での活用」と記載しておりますが、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。
30	P30 再生可能エネルギー利用の推進 施策の内容②燃料電池等の低公害型新技術導入について、どのようにすすめるか、町民が理解できるように分かりやすい記述にしてほしい。	計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。
31	P30(2)環境・景観の保全について 本町の中心を貫流する最上川の位置づけがない。景観と保全、歴史・文化・防災の観点からきちんと位置付けるべきである。	P30「(2)環境・景観の保全(第3部第1章2.)」中「現状と課題」における1段落1行目にて、「本町は、西に朝日連峰、東に白鷹丘陵、中央には最上川と、四季の変化に富んだ美しい自然環境に恵まれて、長い歴史を刻んできました…」と記述しており、P31同「施策の内容」においても最上川を包含する景観保全の各施策を記述しているところです。また、P28「(4)快適で潤いのある水環境(第3部第1章1.)」中「現状と課題」における4段落1行目にも、「最上川をはじめとする河川空間は、生活に潤いとやすらぎを与えてくれる場所であり、ゴミ不法投棄の防止などきれいな川づくりに向けて意識の高揚を図っていく必要」と記述するほか、(4)防災、気候変動対応においても、最上川を包含した施策の内容としております。
32	最上川、湖沼のブラックバスなどの外来種から在来種の生態系を守る対策を明確にすべきである。	P29「(4)快適で潤いのある水環境(第3部第1章1.)」中「施策の内容」において、「③河川の保全と利活用」として、「きれいな川づくりに向けた活動の促進」、「自然や生態系に配慮した河川改修」など記載しておりますが、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。
33	P33 3(1)安心して暮らせる医療体制について 白鷹病院の存続が、町民の安心につながっている。	P33「(1)安心して暮らせる医療体制(第3部第1章3.)」中「現状と課題」における2段落4行目にて、「町民の健康を守る拠点として、町立病院の機能を充実していくことが重要」と記述し、P34同「施策の内容」においても、町立病院の充実に向けた各施策を記述しております。
34	(2)思いやりのある福祉政策について 本町における障がい者用車椅子利用のトイレの増加が必要です。少なくとも未設置の地区コミュニティセンターは早急な取り組みが必要。	P38「(4)心、情報、交通のバリアフリー(第3部第1章3.)」中「施策の内容」において、「①障がい者福祉の充実」として、「バリアフリー化とユニバーサルデザインによる施設整備」と記述しておりますが、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。
35	制定された障がい者差別解消法(略称)にもとづく条例制定を町でも進めるべきである。	ご意見として承りたいと思います。

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
36	P39 ④フラワー長井線の存続対策について 項目の立て方に違和感が残る。	ご意見が必ずしも具体的でないことから、回答は差し控させていただきます。
37	P43(2)居住環境・住宅整備について 施策の内容の住宅リフォーム等への支援を、住宅リフォーム・店舗リフォーム等への支援に書き加えること。	P67「(3)商工業(事業継承、適切な新陳代謝の促進)(第3部第3章1.)」中「施策の内容」において、「②商業活動の活性化促進」として、「魅力ある店舗づくりや空き店舗活用の支援」と記述しており、原文のとおりとさせていただきます。
38	P44 除雪 施策の内容の高齢者のみの世帯に、障がい者等も付け加えること。	ご意見を踏まえ、現在実施している施策について、障がい者を含む世帯を対象とした制度であり、既にご利用いただいていることから、P44「(3)雪に強いまちづくり(第3部第1章4.)」中「施策の内容」における5行目「高齢者のみの世帯等の安全確保、雪下ろしなど除排雪支援」と修正します。
39	地域のボランティア体制づくりについて、素案では地域ボランティアとあるが、地域住民も高齢化しており、ボランティアだけでは限界があるのではないかと。高齢者、障がい者住宅の雪対策は、町の責任で行うこと。	P44「(3)雪に強いまちづくり(第3部第1章4.)」中「現状と課題」における9行目にて、「…地域内での協力体制づくりを進めるなど、行政と町民が一体となった対応が必要」と記述しております。
40	農業法人の若者を、冬期の地域見守り隊として位置づけ、町が財政的裏付けを行うことも一案ではないかと。	ご意見として承りたいと思います。
41	P44、45 (4)防災、気候変動対応 現状と課題の文中に以下、加えること。 本町の中小河川に堆積している土砂を浚渫すること。 防災上、最上川とそこに注ぐ合流点の支障木を伐採すること。	P46「(4)防災、気候変動対応(第3部第1章4.)」中「施策の内容」における8行目にて、「近年の気候変動の影響を踏まえた防災・減災対策の推進」と記述しておりますが、計画の推進段階において、ご意見の点について十分留意してまいります。 なお、実施に当たっては、それぞれの河川管理者である国、県、各関係機関と十分調整が必要と考えております。
42	P47、48 子育てしやすい環境づくり 現状と課題 政権が強行する教員の「変形労働制」によって夏休み中の休日のまとめ取りは良いが、その分他の忙しい時期に夏休みで休んだ分の業務がのしかかってくる可能性がある。それは教員を増やすという抜本的な計画(施策)がないからである。町が提唱する理念を実現するには、正職の教員を増やし、教員の労働負担の軽減が必須である。	本計画は、本町における今後のまちづくりに係る全体の方針を定めるものです。 ご意見として承りたいと思います。
43	施策の内容に、「児童生徒ひとりも取り残さない教育を」を挿入すること。	P50「(3)白鷹の子どもを育成(第3部第2章1.)」中「施策の内容」において、「①健全な児童生徒の育成」として、「基礎学力の向上」、「少人数教育の充実」、「心かようコミュニケーション力の育成」、「特別支援教育、キャリア教育の充実」、「生きる力と個性や感性豊かな心を育む教育の推進」、「学校・家庭・地域のそれぞれの役割分担や相互連携の推進」など記載しており、ご意見を包含する、より具体的な記述であると考えております。そのため、原文のとおりとさせていただきます。

no.	ご意見の概要	ご意見に対する対応
44	<p>P52 次世代の人材(財) (1)地域・人を知教育の推進 現状と課題 P52 P40にも記述があったが「来るsociety5.0時代」とあるが、それが良いこと、必然ととらえている向きもあるが、検証もされていないので断定的な記述には疑問がある。</p>	<p>社会情勢を表す表現であり、客観的にとらえ記述しております。なお、ご意見として承りたいと思います。</p>
45	<p>P55 (4)次代の親育成 「親育成」という表現に違和感がある。項目標記の表現を再検討してほしい。</p>	<p>第5次白鷹町総合計画においても、「次代の親育成」として、各施策を実施してきており、その重要性から、引き続き本計画においても推進するものです。</p>
46	<p>現状と課題 「非正規雇用の増加は、将来への不安などにより結婚へ踏み切れない若者が増加し非婚化の一因にも」と述べているが、少子化の最大の原因のひとつである。非正規雇用をなくす対策を記述すべきである。</p>	<p>P69「(1)安心できる労働環境(第3部第3章2.)」中「現状と課題」における4段落1行目にて、「町民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会に向けて、仕事と生活の調和の推進などの施策の推進により企業等における取組を後押しする必要」と記述し、P70同「施策の内容」においても「雇用の安定と労働環境の充実」に向けた施策を記述し進めてまいります。そのため、原文のとおりとさせていただきます。</p>
47	<p>P57 (1)芸術文化・伝統芸能 施策の内容④ 歴史・文化の学習環境の充実について… 史料展示等の施設建設をする際には、場所の確保に当たっては町民、地域住民の要望・意見を十分聞き入れる機会をつくり、議論を深めることを明記すること。</p>	<p>P16「1. 情報の共有と町民主体のまちづくり(第2部第4章)」における2段落1行目にて、「特に、主要事業については、検討プロセスにおいて、町民参加により民意を反映するとともに、町民の発意による自主的なまちづくり活動の推進などを行い、町政への町民の積極的な参加・参画を求める」と記述しております。</p>
48	<p>P59 (3)生涯学習推進 ②図書館の充実 町立図書館及び中央公民館の効果的な運営体制の整備で、「効果的な運営体制」の記述は、「民営化」に移行する恐れがあるので、この文言を削除すべきである。</p>	<p>P16「2. 民間活力の活用と官民連携による新たな取組(第2部第4章)」における2段落1行目にて、「民間の資金、技術、ノウハウなど、民間活力を活用することで、創意工夫が最大限発揮され、効率的なサービスの提供を期待することが可能」と記述しており、大きなメリットがあると考えております。そのため、原文のとおりとさせていただきます。</p>
49	<p>P79 2民間活力の活用と官民連携による新たな取組 最下段の4行 国では…官民間わず…従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮できる仕組み(スマート自治体への転換を検討)している」とあるが、今後予想される気候変動による大規模な災害など、その他予想される様々な事例をみると、本町職員の大幅な削減には加担しないことを指摘しておきたい。</p>	<p>ご意見の箇所については、政府が検討するスマート自治体のひとつのイメージを記述したものであり、従来の半分の職員にするといった趣旨ではありません。本来行政として必要な業務を遂行するための定員管理は、個別計画に基づき確実に実施していく必要があると考えております。 なお、ご意見として承りたいと思います。</p>